

令和 6 年 3 月 7 日

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案
に関する意見募集について

消費者庁では、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

1 意見募集の対象

- ・ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080072&Mode=0>

2 一部改正案の概要

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第36号)により食品衛生基準行政が消費者庁に移管され、食品の衛生基準から保健機能食品の効果に至る審査を行うことが可能な体制が整備されることになる。そこで、特定保健用食品の許可等の審査に当たって、消費者委員会への意見聴取は行わないこととし、特定保健用食品の表示許可に関する審査手続きの合理化を図るため、特定保健用食品の安全性及び効果についての意見聴取先から「消費者委員会」を削除する改正を行う。

3 意見募集期間

令和6年3月7日（木）から同年3月28日（木）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【2】職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]

【3】住所

【4】電話番号

【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】御意見及びその理由（表題及び御意見を御記入ください。）

- * 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

- * 郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 電子メールの場合

E-mail：g.tokuho@caa.go.jp 宛て

- * 電子メール件名を「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はしかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。

<問合せ先>

消費者庁食品表示企画課

TEL：03-3507-9220（直通）

担当：新井、横田、中村